

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
入札等の手続きの変更について(お知らせ)

令和2年4月17日
稲敷市管財課

指名競争入札参加者 各位

件名のことについて、茨城県が特別警戒都道府県に指定され、全国に緊急事態宣言が発出されたことにより、感染拡大防止対策に万全を期す観点から、稲敷市における入札等の手続きに関して、本日より下記のとおりとさせていただきますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、今回の取り扱いの変更期間については、当面の間としますが、今後の情勢によりさらに変更が生じた際には、改めてお知らせいたします。

記

1. 指名通知書について

指名通知書については、登録住所へ郵送でお送りしておりましたが、当面の間原則はFAXによる送信といたします。FAX送信後、受領確認の電話連絡をさせていただきます。

2. 貸与する仕様書等について

当面の間、市のホームページに掲載します。希望者にはFAXでも送信します。

3. 入札書の提出について

原則、郵便による提出とします。郵便により入札書を提出する場合は、以下の通りとなりますのでご注意ください。

- ・ 一般書留または簡易書留のいずれかで提出して下さい。
- ・ 郵便入札等用の封筒は、二重封筒とし、表封筒の表面に「入札書在中」と朱書きし、中封筒に入札案件名を記載し、入札書を同封のうえ、管財課宛て送付して下さい。
- ・ 入札書に記入する日付は、開札日の日付として下さい。
- ・ 内訳書の同時提出を求められている案件についても、日付は開札日とし、社名の記載も忘れずをお願いします。
- ・ 質疑応答書の原本も外封筒に同封して下さい。
- ・ 内封筒、入札書の押印等は従来どおりとなります。
- ・ 提出期限(開札日の前日の午後5時)までの稲敷市管財課到着分を有効とします。(土日祝休みを除く)
- ・ 提出期限を過ぎた入札書は、無効とします。

4. 落札・決定者について

結果については、入札開札日の正午までに落札・決定者のみに電話連絡します。

それ以外の方には連絡しませんので、結果を確認したい場合は、市のホームページ上の入札結果でご確認下さい。

5. 再入札となった場合

入札額が複数者で同額となった場合などで、再入札となった場合には、該当者に対し電話連絡等により再入札の方法をご連絡をいたします。原則下記のとおりといたします。

- ・ 該当者に対しFAX及び電話連絡をします。
- ・ 当日15時までに再入札書を提出(FAXにて送信)して下さい。
- ・ 提出期限を過ぎて到着した入札書は無効となります。
- ・ FAX送信後は、必ず管財課へ電話連絡して下さい。
- ・ 再入札書の原本は速やかに郵送(一般書留又は簡易書留。)又は持参して下さい。
- ・ 再入札の開札は当日の15時30分より行います。
- ・ 結果については、同日中に落札・決定者にのみ電話連絡いたします。

6. 契約書の受け渡しについて

契約書(案)は、当市より落札・決定者に郵送するものとし、届き次第袋綴じし、代表印等を押印・割印のうえ、2部作成したのち返信用封筒(定形外)を同封し管財課まで郵送して下さい。当市での手続きが済み次第、1部を返送いたします。

7. 入札の立会について

入札参加者の入札会場への立会は1社につき1名までとします。その際は、代表者の場合は名刺、代理人の場合は立会委任状が必要となります。参加希望者は開札日の前日16時までに管財課まで電話連絡して下さい。

また、立会される方は必ずマスクの着用等、感染予防対策にご協力をお願いいたします。

問い合わせ先
稲敷市行政経営部
管財課契約検査係
電話 029-892-2000(代表)
FAX029-893-1757